○八峰町公共工事前払金の取扱要領

|  |
| --- |
| (平成18年3月27日訓令第24号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改正 | 平成20年3月19日訓令第6号 | 平成21年3月19日訓令第4号 |
| 平成24年7月25日訓令第10号の1 | 平成25年8月30日訓令第11号 |
| 平成27年3月30日訓令第14号 |  |

 |

|  |
| --- |
|  |

(総則)

第1条　町が発注する公共工事の八峰町財務規則(平成18年八峰町規則第45号)第136条第2項の規定に基づく前払金の取扱いについては、この訓令の定めるところによる。

(前払金の割合及び使途の範囲)

第2条　前払金は、1件の契約金額が130万円以上のものについて、契約金額に10分の4を乗じて得た額の範囲内とする。

2　第1項の前払金の使途の範囲は、工事の材料費、労務費、損料、動力費、運賃、修繕料、仮設費、機械の購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)労働災害補償保険料、測量費、設計費、保証料その他契約担当者が必要と認めた経費に限る。

3　第1項の規定による前払金については、歳計現金保有の状況等により、これを減額し、又は支出しないことができる。

(前払金の請求)

第3条　契約者は、前払金を請求するときは、契約締結後に工事前払金申請書(様式第1号)及び保証事業会社による保証証書（前払金保証）を提出しなければならない。

(前払金の決定及び支払期限)

第4条　契約担当者は、前条の申請を承認したときは、前払金決定通知書(様式第3号)を交付しなければならない。

2　契約担当者は、請求のあった日から14日以内に支払うものとする。

(保証証書の返付)

第5条　保証証書は、前払金の精算がなされたとき、又は八峰町財務規則第137条の規定により前払金の返還をしたときに返付する。

附　則

(施行期日)

1　この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2　この訓令の施行の日の前日までに、合併前の八森町公共工事に要する経費の前払金の取扱要領(平成8年八森町訓令第2号)又は公共工事に要する経費の前払金の取扱要領(平成8年峰浜村要領第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成20年3月19日訓令第6号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月19日訓令第4号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成24年7月25日訓令第10号の1)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

附　則(平成25年8月30日訓令第11号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附　則(平成27年3月30日訓令第14号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

工事前払金申請書

[別紙参照]

様式第2号　削除

様式第3号(第4条関係)

前払金決定通知書

[別紙参照]